

木と紙のリスクは グレーゾーン にあり

世界の5大木材産出国のひとつインドネシア。かつて、伐採される木材の9割は違法だった④
 ©European Union - CIFOR Jan van der Ploeg 2015
 マレーシア・サラワク州では、熱帯雨林が伐採され、プランテーションの開発が進められている
 (提供: 熱帯雨林行動ネットワーク)

世界の違法伐採木材は木材貿易の10—30%を占め、その取引額は最大年間16兆円に達するという。各国政府は違法伐採の法的規制を強め、日本でも遅れさせながら今年5月にクリーンウッド法が成立したが、残念ながら強制力はない。ブラック(完全な違法)な木材ではないから使うというスタンスでは、日本企業は大きな事業リスクを抱えることになる。

(副編集長・吉田 広子、編集委員・斉藤 円華、編集部・辻陽一郎、小松 遥香、寺町 幸枝、ブリュッセルⅡ栗田 路子)



日本の取り組み不十分

「日本は、違法伐採が疑われるマレーシア・サラワク産合板の55%を輸入する最大の輸入国だ」。

2016年3月末、NGO 熱帯林行動ネットワーク（JATAN、東京・新宿）やオーストラリアの環境NGO「マーケット・フォー・チェンジ」が記者会見を開き、批判した。

サラワク産合板は、日本の商社などを通じて国内に流通し、その多くはコンクリート型枠（コンクリートパネル）やフローリングの基材に使用されている。

JATANは、「サラワクに残されている熱帯天然林は、当初のわずか5%に過ぎない。サラワクの伐採は、森林に暮らしや生計、文化、食料を依存している先住民に負の影響を与えている」と報告している。サラワク州の人口235万

人のうち、半分が先住民だ。環境問題調査会社のグローバル・ウィットネス社（本社・英国）によると、先住民コミュニティはこれまで、サラワ

ク州政府や企業を相手に、先住民の土地に対する慣習権違反の訴えを200件以上起こしてきたという。

地球・人間環境フォーラム（東京・台東）の坂本有希企画調査部長は、「意図的であれ、無意識であれ、人権侵害に『加担』していることに変わりはない」と言い切る。

木材ロンドンダリングも横行

だが、この問題は大手メディアではあまり報道されなかった。日本人の関心も高いとは言えない。

そもそも「違法伐採木材」とは何か。どんな問題をはらんでいるのか。

林野庁の定義では、「各国

政府から正規の許可を受けていない伐採（許可された量・サイズ以外の伐採を含む）、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採など、それぞれの国の法令に違反して伐採された木材」としている。

インターポール（国際刑事警察機構）とUNEP（国連環境計画）が2016年6月に公表した報告書によると、違法伐採木材は木材貿易の10—30%を占め、その取引額は年間500億ドル（約5兆3500億円）—1520億ドル（約16兆3千億円）に上る。

同報告書では、「違法なもの合法に見せかける『木材ロンドンダリング』の方法は進化し、より高度に隠蔽されている。近年、多国間にまたがる組織的犯罪が増えている」と指摘する。

違法伐採が多いとされてい

るのは、主に東南アジア、ブラジル、アフリカ、ロシアなどだ。特に、マレーシア・サラワク州（ボルネオ島北西部）

は、世界で最も森林減少率が高い地域の一つで、先住民の人権侵害や熱帯雨林の違法伐採が続いている。

サラワク州では、マレーシア政府が管理するライセンス制度で森林伐採を規制している。伐採許可を保有するのは、主にマレーシアの木材大手6社、サムリン、シンヤン、リンブナン・ヒジャウ、タ・アン、WTK、KTSだ。

だが、組織的な汚職や制度の脆弱さから、森林保全地域での伐採や地元住民の土地を奪う破壊的な伐採など、「違法伐採」が横行している。

法整備は米国が先行

米環境調査エージェンシー（EIA）ユーラシア・プログラム・コーディネーターのデビッド・ゲール氏は4月に開催されたセミナーで、「違法伐採がなぜなくなるかわからないから買う消費国が

いるから。根絶するには、消費国に訴えることが大切。買い手がいなければ密輸もなくなる」と訴えた。

世界では、2005年に英国で開催されたG8・グレニールズサミットで合意された行動計画によって、違法伐採対策に取り組むことになった。

その後、各国で法整備が進み、米国では2008年にレイシー法が改正され（24ページ参照）、EUでは2010年にEUTR（EU木材法）が制定された（22ページ参照）。オーストラリアでは2014年から違法伐採禁止法が施行されている。

国内での森林皆伐を禁止する方針を明らかにしたノルウェーでは、世界最大の政府系ファンドであるノルウェー政府年金が、サラワクでの違法伐採を問題視し、2010年に8月にサムリン、2013年10月にWTK、タ・アンから投資を引き上げた。

一方、日本はどうか。日本では、グリーン購入法の基本

クリーンウッド法に関する 企業意識調査

	企業名	登録の有無
製紙メーカー	王子製紙	検討中
	日本製紙	検討中
	三菱製紙	無回答
商社	伊藤忠商事	検討中
	住友商事	無回答
	住友林業	検討中
	伊藤忠建材	検討中
	丸紅建材	検討中
	三井住商建材	無回答
	三井物産	検討中
問屋	ジャパン建材	無回答
	ジュテック	検討中
	ナイス	前向き
住宅	旭化成ホームズ	検討中
	積水ハウス	検討中
	大和ハウス	検討中
	トヨタホーム	無回答
	パナホーム	検討中
	ミサワホーム	検討中
住宅設備	TOTO	検討中
	LIXIL	検討中
ゼネコン	大林組	検討中
	鹿島建設	検討中
	清水建設	未定
	大成建設	検討中
	竹中工務店	検討中
家具	IDC大塚家具	検討中
	イケア	無回答
	島忠	検討中
	ニトリ	検討中
	良品計画	検討中
DIY	アイリスオーヤマ	未定
	カインズ	検討中
	コメリ	無回答
	DCMホールディングス	無回答
デベロッパー	住友不動産	無回答
	東急不動産	検討中
	野村不動産	予定なし
	三井不動産	検討中
	三菱地所 森ビル	検討中

方針の判断基準を改定し、2006年度以降、「政府調達」にあたっては合法性が確認された木材のみを使用しなければならなかった。だが、政府調達に限定され、民間事業では罰則や取り締まる規制がなく、いわば野放し状態が続いているのだ。

骨抜きの新法が成立

今年5月13日には、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)が成立し、20日に公布された。1年後の2017年5月20日から施行される。しかし、クリーンウッド法は、

「合法伐採木材を利用する」という努力義務にとどまり、違法木材の使用や流通に対する罰則はない。

クリーンウッド法は2015年4月に、自民党の林政小委員会で議論が始まった。6月には、民主党(当時)の森林・林業政策ワーキングチームも違法伐採対策についての会合を開くなど、超党派の議員立法での成立が目指されてきた。両党とも、中間報告までに6回の会合を行い、NGOや業界団体からも意見を聞いた。中間取りまとめでは、自民党は「日本の違法伐採対策の取り組みは不十分である」と

し、「実効性のある強化を図る」とした。

民主党は「事業者に対し、合法性の念入りな確認を求めるとともに、合法性証明の取得を義務付け、同証明を得ない取り引きを禁止する。規制違反行為に対しては、刑事罰をもって対処することを目指す」と報告している。

自民党の林政小委員会には、全国木材組合連合会や日本木材輸入協会など、多くの業界団体が参加した。最終的に可決したクリーンウッド法では登録制度が設けられ、あくまで自主的に登録した「登録木

材関連事業者」のみが、デュリジェンス(潜在リスクの洗い出し)を行い、合法性を証明していく必要がある。

林野庁林政部木材利用課の担当者は、「勝手な名称使用(登録木材関連事業者)については罰則を設ける」と話すが、無登録事業者に義務や罰則はない。登録事業者への優遇策は、「今後検討していく」としている。

主務省令や登録制度に関する詳細はこれから協議するが、年末をメドに制度の内容に関してパブリックコメントを募集する予定だという。来年2月に公表する予定だ。

現地在「合法」なら「合法」

国際環境NGO・FOREジャパン(東京・板橋)の三柴淳一事務局長は、新法の成立を受け、「このままでは、日本に流通する木材は合法だと言いつつ切れてしまう。危機的だ」と警鐘を鳴らす。

現在の日本の合法証明として、林野庁はガイドラインで次の3つの方法を認めている。

- ① 森林認証(SGEC、FSC、PEFCなど)で証明する
- ② 業界団体の認定を受けた事業者が証明する
- ③ 事業者独自の取り組みで証明する

この仕組みでは、サプライチェーンや事業者等が「合法」だと証明書を発行すれば、「合法」になる。サラワク産の合板が現在、堂々と流通していることから、日本の合法証明制度が本来の意味で機能していないことが伺える。

英国のシンクタンクであるチャタム・ハウス(英国王立国際問題研究所)も、「日本の

木材合法性証明制度は、民間取引に関しては自主的の制度であり、深刻な設計上の脆弱さを抱えている。日本市場から違法木材製品を排除するには限界がある」と指摘する。

極めて「グレー」な木材を「白」と見るか、「黒」と見るか。三柴事務局長は、「法律に抵触しない限り、企業はグレーを白とみなす。ただし、伐採地の住民やNGOから訴えられたり、バッシングされたりする可能性は常につきまとう」と話す。

さらに、日本市場が縮小するなかで、グローバルスタンダードに乗り遅れば死活問題だ。法規制のあるEU、米国、オーストラリアで取り引きができないだけではない。

シンガポールでは2015年10月、国内最大手のスーパーマーケット「フェア・プライス」が、製紙大手アジア・パルプ・アンド・ペーパー・グループ（APP）の紙製品を店頭から撤去することを発表した。これは、インドネシアでアブラヤシやパルプ材の

違法伐採問題を知り、国産材に切り換えたのが家具メーカーのワイス・ワイス（東京・渋谷）だ。

2009年に「グリーンプロジェクト」を開始し、リスクの高い木材から国産材に切り換えてきた。2012年までにカタログに掲載されているすべての家具約400点を合法材に代え、そのうち8割に国産材を使用しているという。見えないソファアのフレー

ムまですべてを見直した。

ワイス・ワイスの佐藤岳利社長は「違法伐採の問題を知り、いまずぐ止めることを決断した。1年がかりで木材をリスト化し、時間も労力もかかったが、協力してくれたフェアウッド・パートナーズのおかげで実現できた」と語る。

店舗やホテルの内装も手掛ける同社はグリーンプロジェクトを宣言した当初、リーマン・ショックのおお

りを受けて、経営危機に陥っていた。

だが、「価格競争の負のスパイラルに苦しむなかで、『本当の豊かさ』を考えた。このままでは終わってしまふと思い、グリーンプロジェクトにかけた」（佐藤社長）と振り返る。2008年当時は、国産材を求めて毎週山に通っていたという。

同社の思いは、少しずつ消費者にも伝わっているようだ。AKI（アキ）シリーズ

木製品

・最低限、違法伐採でない木材（違法伐採、生態系破壊、地域社会への悪影響、絶滅危惧種の恐れがない）

・国産材や地域材など近くの森林から生産された木材
・地域住民が自ら適切に森林管理している木材（コミュニティ材、フェアトレード）
・信頼できる第三者機関の森林認証を受けた木材（森林認証材）

フェアウッドのなかでも、国産材・地域材の活用は、日本の林業再生のカギをにぎる。林野庁は2025年までに木材自給率50%を目指す。

FOEジャパンの三柴事務局長は、「2020年を想像すると、残念なことに熱帯天然林は切り尽くされてしまふ可能性もある。残った木を日本企業は買えるか。いまのうちから、国産材や持続可能な調達を進めることで資源競争の準備をしておく必要がある」という。

ワイス・ワイス、国産材8割に



ワイス・ワイスが内装を手掛けたドリーム・アーツ（東京・渋谷）のオフィス上。ワイス・ワイスのAKIシリーズのアームチェア（6万2千円から）。クリやナラを使用

のイスは5年前に比べて売上高が5倍に増えた。元はロシア産オークを使用していたが、北東北のクリや北海道のナラを使用している。そのワイス・ワイスも加盟するフェアウッド・パートナーズは、違法伐採木材でない木材を「フェアウッド」として、次のフェアウッド調達を提案している。

・修理・再生した木製品
・古材や廃材を再使用した